

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)

＜施策の基本的方向＞ 4 自立への支援の充実

| 取組  | 平成27年度実施事業   | 平成28年度事業計画   | 担当部・室(課)<br>H28.4.1現在 |                                | 計画<br>記載<br>頁 |
|---|--|--|-----------------------|--------------------------------|---------------|
| <p><b>○生活に関する支援</b><br/>被害者に対し、生活保護制度の適用等について福祉事務所への相談を勧めるなど、生活支援のための諸施策、窓口や手続きなどについて情報提供を行います。<br/>被害者から、医療保険や年金等に関する相談があった場合、必要に応じて情報提供等を行い、適切な窓口を紹介します。<br/>府支援センターは、被害者が医療保険や年金、公営住宅入居等について円滑に手続きを行うことができるよう、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する各種証明書を発行します。</p>              | <p><b>■生活の支援</b><br/>・必要に応じて福祉事務所等による自立支援に関する情報提供を行った。また本人の了解の下、市町村支援担当者と連携を取り、スムーズな自立支援を進めた。<br/><b>■相談の証明書発行</b><br/>・DV被害者の自立支援のために、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や一時保護した旨の証明書を発行した。</p>  | <p><b>■生活の支援</b><br/>・必要に応じて福祉事務所等による自立支援に関する情報提供を行う。また本人の了解の下、市町村支援担当者と連携を取り、スムーズな自立支援を進める。<br/><b>■相談の証明書発行</b><br/>・DV被害者の自立支援のために、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や一時保護した旨の証明書を発行する。</p>   | 福祉部                   | 家庭支援課<br>女性相談センター<br>子ども家庭センター | 14            |
| <p><b>○子どもとともに生活する被害者への支援</b><br/>子どもとともに生活する被害者については、事案に応じて、母子生活支援施設の入所、児童扶養手当等の支給、母子寡婦福祉資金の貸付け等について、福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行います。<br/>市町村の教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、同居する子どもの就学や保育について必要な情報提供等を行います。<br/>市町村の教育委員会、学校、保育所等において、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を呼びかけます。</p> | <p><b>■子どもの就学・保育にかかる支援</b><br/>・必要な情報提供をし、平成21年7月13日付け文部科学省通知に基づき教育委員会・学校・市町村とも連携し、支援した。<br/><b>■各種支援の情報提供</b><br/>・母子生活支援施設の利用、児童手当、児童扶養手当等の支給等の情報提供を行い、状況に応じて福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行った。<br/><b>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</b></p>  | <p><b>■子どもの就学・保育にかかる支援</b><br/>・必要な情報提供をし、平成21年7月13日付け文部科学省通知に基づき教育委員会・学校・市町村とも連携し、支援する。<br/><b>■各種支援の情報提供</b><br/>・母子生活支援施設の利用、児童手当、児童扶養手当等の支給等の情報提供を行い、状況に応じて福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行う。<br/><b>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</b></p>   | 福祉部                   | 家庭支援課<br>女性相談センター<br>子ども家庭センター | 14            |
| <p><b>○就業に関する支援</b><br/>被害者の状況に応じて公共職業安定所における職業紹介、職業技術専門校の職業訓練などの就業支援等に関する情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて当該関係機関と連絡調整を行います。<br/>府や政令市及び中核市等が設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用について情報提供を行います。</p>   | <p><b>■就業の支援</b><br/>・必要に応じ、情報提供や「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を発行した。<br/><b>■母子家庭に対する各種支援の実施</b><br/>高等職業技術専門学校での職業訓練の実施<br/>・夕陽丘高等職業技術専門学校(4月・10月入校。6カ月訓練)<br/>・トータルサポート事務実務科(各30名)・会計実務科(各30名)<br/>民間教育訓練機関での職業訓練の実施<br/>・DVにより精神的ダメージを負った母子家庭の母等を対象に、心理的な配慮と託児サービスを付加した職業訓練科目を設定。(定員80名)</p> | <p><b>■就業の支援</b><br/>・必要に応じ、情報提供や「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を発行する。<br/><b>■母子家庭に対する各種支援の実施</b><br/>高等職業技術専門学校での職業訓練の実施<br/>・夕陽丘高等職業技術専門学校(4月・10月入校。6カ月訓練)<br/>・トータルサポート事務実務科(各30名)・会計実務科(各30名)<br/>民間教育訓練機関での職業訓練の実施<br/>・DVにより精神的ダメージを負った母子家庭の母等を対象に、心理的な配慮と託児サービスを付加した職業訓練科目を設定。(定員40名)</p> | 福祉部                   | 家庭支援課<br>女性相談センター<br>子ども家庭センター | 14            |

(1) 継続的な自立支援の実施

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)

| 取組   | 平成27年度実施事業  | 平成28年度事業計画  | 担当部・室(課)<br>H28.4.1現在 |  | 計画<br>記載<br>頁 |
|--|---|---|-----------------------|--|---------------|
| <p><b>○住宅の確保に関する支援</b><br/>被害者の自立を支援するため、公営住宅への入居についての情報提供を行います。<br/>府営住宅に配偶者からの暴力の被害者が一時使用するための住戸を確保し、併せて生活用品の貸与を実施します。<br/>市町が管理する公営住宅等についても、配偶者暴力防止法等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、配偶者からの暴力の被害者に対する適切な対応がなされるよう、市町に対し研修会等の場を通じて指導・助言します。</p>  | <p>■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業<br/>・府営住宅における一時使用(2戸、原則6か月間)<br/>・生活用品の貸与</p> <p>■住宅の確保<br/>・入居の際、必要となる証明書を発行して支援。<br/>・市町が管理する公営・改良住宅について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行った。</p>   | <p>■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業<br/>・府営住宅における一時使用(2戸、原則6か月間)<br/>・生活用品の貸与</p> <p>■住宅の確保<br/>・入居の際、必要となる証明書を発行して支援。<br/>・市町が管理する公営・改良住宅について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行う。</p>  | 福祉部                   | 家庭支援課<br>女性相談センター<br>子ども家庭センター<br>都市居住課          | 14            |
| <p><b>○法律相談の実施</b><br/>被害者を法律面から支援するため、一時保護中の被害者に対して、必要に応じて、配偶者からの暴力事案に精通した弁護士による法律相談を実施します。<br/>また、大阪弁護士会が実施する女性に対する暴力に関する無料電話相談、日本司法支援センター(法テラス)が実施する無料法律相談などの民事法律扶助、市町村が実施する法律相談等について情報提供を行います。</p>   | <p>■各相談窓口の周知啓発【再掲】</p>  | <p>■各相談窓口の周知啓発【再掲】</p>  | 府民文化部                 | 男女参画・府民協働課                                       | 15            |
| <p><b>○被害者に対する医学的・心理学的な援助等</b><br/>配偶者からの暴力により心身ともに傷ついた被害者の心理的サポートを行うため、一時保護中の被害者に対してカウンセリング等を行います。<br/>府内保健所で実施している「こころの健康相談」を活用し、精神科的な治療の必要性の判断や、医療情報の提供を行うなど、被害者が地域で生活を送りながら身近な場所で相談等の支援が受けられるよう努めます。<br/>府立男女共同参画・青少年センターにおいて実施している面接相談などを活用し、被害者の心理的サポートに努めます。</p>  | <p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等<br/>・一時保護中のDV被害者に、必要に応じ嘱託医面接相談を実施。<br/>・一時保護中のDV被害者に、心理面接を実施(一時保護委託先にも心理士が出向き実施)。<br/>・一時保護課で心理士によるサポートグループを実施。<br/>・一時保護退所後の被害者等を対象に回復プログラムを実施。<br/>(内閣府「地域少子化対策強化事業」)<br/>・府こころの健康総合センターの「こころの電話相談」では、被害者からの電話による相談に応じ、気持ちや問題の整理の支援や、必要な情報提供を実施。また、被害者のこころのケアを行う支援者に対して、コンサルテーションを実施。</p> | <p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等<br/>・一時保護中のDV被害者に、必要に応じ嘱託医面接相談を実施。<br/>・一時保護中のDV被害者に、心理面接を実施(一時保護委託先にも心理士が出向き実施)。<br/>・一時保護課で心理士によるサポートグループを実施する。<br/>・一時保護退所後の被害者等を対象に回復プログラムを実施。<br/><br/>・府こころの健康総合センターの「こころの電話相談」では、被害者からの電話による相談に応じ、気持ちや問題の整理の支援や、必要な情報提供を実施。また、被害者のこころのケアを行う支援者に対して、コンサルテーションを実施。</p> | 福祉部                   | 家庭支援課<br>女性相談センター<br>子ども家庭センター                   | 15            |
| <p><b>○子どもへの支援</b><br/>配偶者からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どものサポートを行うため、被害者の一時保護中に、同伴する子どもに対してカウンセリング等を実施します。また、平成23年度に作成した学習支援プログラムを活用し、一時保護中の児童に適切な学習機会が提供されるよう努めます。<br/>配偶者からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どもの学校生活を支援するため、府内公立中学校に配置しているスクールカウンセラーを活用し、子どもの心理的サポートを行います。また、市町村の家庭児童相談室において相談が受けられることについて情報提供します。<br/>子ども家庭センター等においては、配偶者からの暴力のため子どもに心理的な影響等がみられカウンセリング等のケア等が必要となった場合、関係機関との連携等により相談実施できるよう努めます。また、必要に応じて、転居先等の関係機関と連携を図り、再発予防に努めます。<br/>被害者の子どもが安全に学校生活を送ることができ、適切な配慮が受けられるよう、教職員やスクールカウンセラー等の教育関係者に対して、配偶者からの暴力の特性や子どもに配慮すべき事項、情報管理のあり方等についての周知に努めます。</p> | <p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</p> <p>■配偶者暴力相談支援センター設置事業【再掲】</p> <p>■児童相談の充実【再掲】</p> <p>■一時保護事業の実施【再掲】</p> <p>■子どもの就学・保育にかかる支援【再掲】</p> <p>■学習支援の強化<br/>・一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣し、学習支援の強化を図った。</p>  | <p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</p> <p>■配偶者暴力相談支援センター設置事業【再掲】</p> <p>■児童相談の充実【再掲】</p> <p>■一時保護事業の実施【再掲】</p> <p>■子どもの就学・保育にかかる支援【再掲】</p> <p>■学習支援の充実<br/>・一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣し、学習支援の充実を図る。</p>   | 府民文化部<br><br>福祉部      | 男女参画・府民協働課<br><br>家庭支援課<br>女性相談センター<br>子ども家庭センター | 15            |

(1) 継続的な自立支援の実施

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)

| 取組  | 平成27年度実施事業  | 平成28年度事業計画   | 担当部・室(課)<br>H28.4.1現在  | 計画<br>記載頁 |
|---|---|--|--|-----------|
| <p><b>○被害者等に係る情報の保護</b><br/>被害者の自立支援において、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が必要であることから、被害者の支援に係わる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼びかけます。</p>                                 | <p><b>■被害者等に係る情報の保護</b><br/>・被害者に関する問い合わせ等に対して、取扱いの有無を含め一切回答しないという対応を行うよう関係機関に周知するとともに、被害者情報の保護に努めた。</p>  | <p><b>■被害者等に係る情報の保護</b><br/>・被害者に関する問い合わせ等に対して、取扱いの有無を含め一切回答しないという対応を行うよう関係機関に周知するとともに、被害者情報の保護に努める。</p>   | <p>福祉部<br/>家庭支援課<br/>女性相談センター<br/>子ども家庭センター</p>                                      | 15        |
| <p><b>○住民基本台帳の閲覧等の制限等</b><br/>住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等の制限措置について、被害者に、申出の手続きや閲覧等の制限に関して情報提供を行います。<br/>また、住民基本台帳からの情報に基づいて事務の処理を行う選挙管理委員会、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等の市町村の部局に対して、情報の管理の徹底を呼びかけます。</p> | <p><b>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援</b><br/>・必要に応じ情報提供し、被害者が提出する「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に要支援者である旨の意見を付した。</p> <p><b>■市町村に対する助言</b><br/>・DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行った。</p>  | <p><b>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援</b><br/>・必要に応じ情報提供し、被害者が提出する「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に要支援者である旨の意見を付す。</p> <p><b>■市町村に対する助言</b><br/>・DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行う。</p>                     | <p>福祉部<br/>家庭支援課<br/>女性相談センター<br/>子ども家庭センター</p> <p>総務部<br/>市町村課</p>                  | 15        |
| <p><b>○関係機関の連携強化等</b><br/>地域における被害者の自立支援に取り組む福祉事務所等関係機関との協力連携体制の構築を進めます。また、市町村において、被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、情報提供や助言を通じて、市町村内の庁内連携体制の整備等を促進します。<br/>さらに、府内市町村が相互に連携して被害者支援を行うことができるよう、広域調整等を行います。</p>    | <p><b>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加【再掲】</b></p> <p><b>■市町村に対する助言、広域調整</b><br/>・DV被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、市町村に対して、適宜、情報提供や助言を行った。<br/>また、府内市町村が連携して被害者支援を行うことができるよう、必要に応じ、広域調整を行った。</p> <p><b>■子どもへの性暴力防止のための指導員養成講座</b><br/>・性暴力被害にかかる民間支援団体である性暴力支援センター・大阪SACHICOへの相談者のうち未成年者が64%を占めることから、子どもへの性暴力被害の電話相談対応や子どもに対するエンパワメント教育を行うことができる指導員を養成する講座を国のモデル事業を活用し開催した。</p> | <p><b>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加【再掲】</b></p> <p><b>■市町村に対する助言、広域調整</b><br/>・DV被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、市町村に対して、適宜、情報提供や助言を行う。<br/>また、府内市町村が連携して被害者支援を行うことができるよう、必要に応じ、広域調整を行う。</p> | <p>福祉部<br/>家庭支援課<br/>女性相談センター<br/>子ども家庭センター</p> <p>政策企画部<br/>青少年・地域安全室<br/>治安対策課</p> | 15        |

(1) 継続的な自立支援の実施